

平成二十五年四月一日

岐阜県規則第六十七号

岐阜県入札監視委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜県入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- 一 県が発注する建設工事の入札及び契約手続の運用状況に関すること。
- 二 県が発注する建設工事の入札及び契約の過程の苦情に関すること。
- 三 県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、設計等の業務の入札制度の改善に関すること。
- 四 その他県が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性及び公平性の確保に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員九人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。